

令和8年熊本地震災害義援金

7月28日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震で被災された人を支援するため、義援金を受け付けています。

義援金は、日本赤十字社を通して被災都道府県が設置する義援金配分委員会へ全額送金し、市町村を通じて被災した人へ全額配分されます。
※金融機関での振り込みなど、詳細は市ホームページを確認してください。

受付 10月30日(金)まで
募金箱の設置場所

市役所1階総合案内・3階地域福祉課、各CC、さんあい広場「さた」「きんだ」
受領書

希望者は、3階地域福祉課へ
※募金箱に入金した場合、発行できません。

【備】義援金以外の物資などは受け付けていません。

【問】日本赤十字社大阪府支部守口市地区・守口市赤十字奉仕団(地域福祉課内)
TEL06-6992-1570

日本赤十字社の対応など、詳しくはこちら→

赤い羽根共同募金

10月1日から全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」が始まりました。

この運動は、市民の皆さんの温かい支援・協力があり、実施しています。募金は、大阪府共同募金会を通して、府内の社会福祉施設・社会福祉団体・災害支援などに使われます。今年も多くの皆さんの共同募金運動へのご理解とご協力をお願いします。

こちらからも募金できます→

【問】守口地区共同募金会(事務局:市社会福祉協議会)
TEL06-6992-2715

水道工事は市指定業者へ

市内の水道(給水装置)工事は、水道条例により「市指定給水装置工事事業者」以外は施工できません。

新築・増改築やその他水道工事をする場合には、市指定事業者に申し込み、水道局に給水装置工事申込書を提出してください。

【問】水道局お客さまセンター
TEL06-6991-6771

施設等利用費の上限額引き上げ

昨今の物価上昇・賃金動向なども踏まえ、保護者の経済的負担を軽減し、こどもの育ちを一層支援するため、上限額の見直しが行われました。

1.私学助成園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部【新1号・新2号・新3号】

	～9月	10月～
	25,700円	28,000円
2.預かり保育事業【新2号・新3号】		
新2号	11,300円	12,300円
新3号	16,300円	17,700円
日額単価	450円	490円

3.認可外保育施設等【新2号・新3号】

	～9月	10月～
新2号	37,000円	40,300円
新3号	42,000円	45,700円

詳細はホームページを確認ください。

【問】こども施設課
TEL06-6992-1658

なくそう部落差別調査

10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間です。部落差別事象の発生を防止し、基本的人権を擁護するため、部落差別を引き起こす恐れのある個人・土地に関する事項の調査・報告などの行為を規制しています。

部落差別につながる恐れのある調査の依頼はやめましょう。

【問】大阪府府民文化部人権局人権擁護課人権・同和企画グループ
TEL06-6210-9282

国民年金保険料の育児免除制度

【内】国民年金第1号被保険者で1歳未満の子を養育している人(父・母・養父母)は、申請することで月額保険料が免除され、免除期間も納めたものとして扱われる制度が10月より開始します。対象期間は、子どもが1歳になる誕生日の前月までです。

【対】国民年金第1号被保険者(自営業・フリーランスなど)で1歳未満の子を養育している人(父・母・養父母)電子申請ができ、かんたん便利です。

【問】守口年金事務所
TEL06-6992-3031
【問】総合窓口課年金担当
TEL06-6992-1524

新1年生 健康診断

令和9年4月に小学校・義務教育学校へ入学する人へ、「入学前健康診断のお知らせ」を送付します。日程など詳細を確認してください。

【持】就学時健康診断票・上靴・靴袋
【問】保健給食課学校保健担当
TEL06-6995-3154

外国籍の就学希望者は、就学申請が必要ですので、下記に連絡ください。

【問】教育総務課学事担当
TEL06-6995-3152

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、ATMで直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、ATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

【問】保険課
TEL06-6992-1545

知っていますか？
固定資産税・都市計画税

土地の評価額を求める場合に用いる地積(課税地積)は、原則、賦課期日(毎年1月1日)現在での登記簿上の地積によります。

「測量したところ実際の地積は登記地積と異なっていた」場合は、速やかに法務局で地積更正の登記をしてください。1月1日までに登記した場合は翌年度から、1月2日以降に登記した場合は翌々年度から、固定資産税に反映されます。

【問】課税課資産税担当
TEL06-6992-1474

国民健康保険料 特別徴収開始

世帯主を含む国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯は、10月から、原則、世帯主の年金から保険料を天引きする特別徴収になります。

対象世帯には、6～7月に送付した令和8年度国民健康保険料額決定・変更通知書で通知しています。

【対象外】の世帯

▽世帯主が擬制世帯主(国民健康保険の被保険者でない世帯主)である
▽年金が年額18万円未満

▽世帯主の介護保険料が特別徴収されていない

▽介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える

令和9年度の特別徴収

令和9年4月・6月・8月は、令和9年2月の年金から特別徴収する保険料と同額を、仮徴収として特別徴収します。

令和9年10月・12月、令和10年2月は、令和9年度の保険料額が決定した後、決定した保険料額から仮徴収した保険料額の合計額を差し引いた額を、3回に分けて特別徴収します。

ただし、令和9年度の保険料額が決定した結果、令和9年4月・6月・8月に仮徴収した特別徴収の額と、令和9年10月・12月、令和10年2月に特別徴収することとなる額に大きな差が出ている場合は、特別徴収の額を平準化するため、令和9年8月の特別徴収額を調整することがあります。

【問】保険課
TEL06-6992-1545

家屋調査 実施中

市では、新築・増改築や取り壊しした家屋を対象に調査を行っています。調査は、令和9年度の固定資産税の評価額を算定するためのもので、屋内調査も行いますので、ご協力をお願いします。

調査する職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めています。

【問】課税課資産税担当
TEL06-6992-1474

固定資産税減額
住宅バリアフリー改修家屋

バリアフリー改修し、下記に当てはまる場合は、改修工事をした翌年1月1日(賦課期日)の固定資産税が3分の1減額されます。

【対】(1)～(3)すべてに該当

(1)新築した日から10年以上経過した住宅(床面積は100㎡まで、貸家は対象外)

(2)65歳以上の要介護認定・要支援認定を受けている人、障がいのある人が居住

(3)工事費の合計金額(自治体からの補助金や介護保険からの給付除く)が50万円以上で、①～⑧いずれかに該当

①廊下の拡幅②階段のこう配緩和③浴室改良④便所改良⑤手すり取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め化

【申】改修工事終了後3カ月以内に、下記書類と、固定資産税の減額申請書(課税課にあり)を提出

▽納税義務者などの住民票写し(市内在住者は不要)

▽工事明細書・領収書など

▽(2)であることがわかるもの

①65歳以上の方が居住していることがわかるもの(健康保険証写しなど)

②要介護認定・要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証の写し)

③障がい者手帳の写しなど

【問】課税課資産税担当
TEL06-6992-1474

お知らせ

市税は納期内に納めましょう

個人市・府民税・森林環境税(普通徴収分)の第3期分納期限 11月2日(月)

固定資産税・都市計画税の第3期分までと個人市・府民税・森林環境税(普通徴収分)の第2期分まで、軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。近くの金融機関やコンビニなどで納付できます。

納期限内に納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。口座振替(自動払い込み)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差押・公売などを行うことになります。病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに連絡してください。

【問】納税課
TEL06-6992-1852～1854

公的年金などの受給者
扶養親族等申告書

公的年金などの受給者のうち所得税の課税対象者には、公的年金支払者(日本年金機構・各共済組合など)から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が順次送られています。扶養状況などの必要事項を記入し、年金支払者へ提出してください。

【注】年金収入のみの人は、原則この申告書の内容が源泉徴収される所得税や個人市・府民税に反映されます。

【問】課税課市民税担当
TEL06-6992-1456

納付は済んでいますか
保険料を滞納している人へ

現在、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納期限までに納付している人との公平性・公正性を保つため、法令に基づき差押処分をより一層強化しています。納付が難しい場合は、早めに相談してください。

【問】保険収納課
TEL06-6992-1537、1538